七　特定放射性同位元素を容易に持ち出すことができないようにするための措置に関すること。
八　特定放射性同位元素の管理に関すること。
九　特定放射性同位元素の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。
十　関係機関との連絡体制の整備に関すること。
十一　特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する詳細な事項に係る情報の管理に関すること。
十二　特定放射性同位元素の防護のために必要な教育及び訓練（以下「防護に関する教育及び訓練」という。）に関すること。
十三　緊急時対応手順書に関すること。
十四　特定放射性同位元素の運搬に関すること。
十五　法第二十五条の七に規定する特定放射性同位元素に係る報告に関すること。
十六　法第二十五条の九に規定する特定放射性同位元素の防護に関する記帳及び保存に関すること。
十七　特定放射性同位元素の防護に関する業務の改善に関すること。
十八　その他特定放射性同位元素の防護に関し必要な事項

2　法第二十五条の四第一項の規定による届出は、別記様式第二十六の二の届書に防護規程を添えて、しなければならない。

3　法第二十五条の四第三項の規定による届出は、別記様式第二十六の三の届書に変更後の防護規程を添えて、しなければならない。

4　第二項及び第三項の届書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。

（特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準）

第二十四条の二の四　法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、第十八条の五から第十八条の七まで、第十八条の十二（Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物に係る部分に限る。）及び第十八条の十三（Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物及びＢＵ型輸送物に係る部分に限る。）に定める基準とする。

［条を加える。］

（運搬に関する確認を要する特定放射性同位元素）

第二十四条の二の五　令第十九条の三の規定により読み替えて適用する令第十六条の原子力規制委員会規則で定める特定放射性同位元素は、第十八条の三第一項第三号に規定する放射性同位元素（第十八条の十二の規定により運搬されるものを除く。）とする。

［条を加える。］

（特定放射性同位元素の運搬に関する確認の申請等）

第二十四条の二の六　法第二十五条の五の規定により法第十八条第二項の規定を読み替えて適用する場合における第十八条の十五及び第十八条の十六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［条を加える。］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条の十五第一項、第四項及び第十八条の十六	法第十八条第二項	法第二十五条の五の規定により読み替えて適用する法第十八条第二項